

十勝放射線技師会会則

昭和 22 年 4 月 1 日 制定
昭和 59 年 4 月 14 日 改定
昭和 59 年 10 月 27 日 改定
昭和 63 年 11 月 12 日 改定
平成 2 年 3 月 31 日 改定
平成 2 年 11 月 10 日 改定
平成 3 年 11 月 16 日 改定
平成 6 年 10 月 29 日 改定
平成 13 年 3 月 31 日 改定
平成 19 年 3 月 24 日 改定
平成 23 年 3 月 26 日 改定
平成 24 年 3 月 24 日 改定
平成 25 年 3 月 23 日 改定
平成 26 年 3 月 29 日 改定
平成 28 年 3 月 26 日 改定
平成 29 年 3 月 25 日 改定
平成 30 年 3 月 24 日 改定
平成 31 年 3 月 23 日 改定
令和 3 年 3 月 27 日 改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は十勝放射線技師会という。また本会は一般社団法人北海道放射線技師会十勝支部を兼ねる。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は総会において決定する。

(目的)

第 3 条 本会は公益社団法人日本診療放射線技師会並びに一般社団法人北海道放射線技師会の目的趣旨を理解し、診療放射線学及び放射線技術の向上を図り地域住民の保健維持に寄与し、会員相互の親睦扶助を密にすると共に身分の確立を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の身分の確立並びに診療放射線学及び診療放射線技術の向上発展に関すること
- (2) 会員の相互扶助並びに福利厚生に関すること
- (3) 診療放射線学の普及啓蒙に関すること
- (4) 前各項の趣旨に関する図書、印刷物の刊行等
- (5) その他目的達成に必要な事業

第 2 章 組織

(会員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 会員 十勝地区に在住する診療放射線技師の免許を有し本会の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 本会の事業に顕著な功績のあった会員で、役員会の選考を経たうえ総会で承認を得た者
- (3) メール会員 十勝地区以外に在住する診療放射線技師の免許を有し本会の目的に賛同した者

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し役員会の承認を得なければならない。

(退会)

第 7 条 退会しようとする者は、退会届出用紙に所定の事項を記入し、会長に届出なければならない。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の多数による決議により除名することができる。会長は会員を除名したときは除名した会員にその旨を通知しなければならない。この場合、あらかじめ当該会員に弁明の機会を与えることができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名にすべき正当な事由があるとき

第 3 章 機関

(機関)

第 9 条 本会は第 1 章の事業達成に必要な次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会

第 4 章 総会

(種類)

第 10 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 11 条 総会は会員及び名誉会員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 総会は本会の運営に関し重要な事項を議決し承認する。

(開催)

第 13 条 定期総会は毎年 1 回開催し臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたとき
- (2) 総会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 14 条 総会は会長が招集し総会の目的たる事項を記載した書面を開催日の 5 日前までに会員に告知しなければならない。

(定足数)

第 15 条 総会はその総会員の定数の 2 分の 1 以上でなければならない。

(委任)

第 16 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は、他の会員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、前 15 条の規定の適応については出席したものとみなす。

(議長)

第 17 条 総会の議長はその総会において出席会員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 総会の決議はこの会則の別に定めるもののほかに、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。又、議事録には総会において選出された議事録署名人 2 名が記名押印するものとする。

(その他)

第 20 条 国内の情勢等その他やむを得ない事由が起こった場合

- (1) 役員会で協議し、総会を書面または Web で開催することが出来る。その場合開催方法に合わせた出席者集計を行い、成立、決議に関しては第 15 条及び第 18 条に準じて行うものとする。
- (2) Web で開催の場合、議長・議事録署名人・書記は立候補制とし、書面で審議し任命する。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 21 条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事 12 名以上 16 名以下
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 22 条 本会の役員は会員の中から立候補及び推薦によって選出し選挙によって決定する。その方法は本会役員選挙規程により行われる。

(会務)

第 23 条 本会の役員は第 1 章の目的達成のため次のように会務を行う。

- (1) 会長は、一般社団法人北海道放射線技師会の十勝支部長及び理事を兼ね、本会を代表し会務を統轄し目的達成に尽力する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会務の円滑を図ると共に、会長不在の時等はこれを代行する。
- (3) 理事は、会長の指示により本会の運営に必要な企画立案を行い、会長の会務遂行を補助する。
- (4) 事務局担当理事は、会長の指示により庶務会計に関する事項を処理する。
- (5) 監事は、本会の金銭出納、物品管理及び会務の遂行状態を監査し、総会にこれを報告する。

(任期)

第 24 条 役員は任期は 2 年とする。ただし補欠の役員は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任する事ができる。
- 3 役員は任期終了後においても後任者が就任するまではその会務を遂行しなければならない。その会務を辞任した場合においても同様とする。

(解任)

第 25 条 役員に役員として品位を欠く行為があったときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の多数による総会の決議により解任することができる。

(役員会の開催)

第 26 条 役員会は会長が必要と認めたとき、又は役員 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が会長にあったとき開催する。

(招集)

第 27 条 役員会は会長が招集する。

第 6 章 会計

(会費)

第 28 条 本会の経費は年度会費、臨時会費及び寄付金その他収益による。

(会費等の不返還)

第 29 条 退会又は除名された会員が既に納入した会費又はその他金品は返還しない。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 その他

(顧問)

第 31 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は重要な会務について会長の諮問に応える。

(表彰)

第 32 条 本会の会員で特に功績顕著な者、又は社会的榮譽によって本会の名誉を得る業績のあったときは総会に諮り表彰する。

(会旗)

第 33 条 本会の会旗の図案は別に定める事とする。

2 会旗の運営は次の項に該当したときに行う。

(1) 本会の総会、臨時総会、本会主催の研修会等

(2) 会員が死亡したとき

(3) その他、会長が必要と認めるとき

(規程)

第 34 条 この会則の他必要な事は、会長が役員会に諮り規程により実施する。

(会則の改正)

第 35 条 この会則の改正は総会の議決を得なければならない。

十勝放射線技師会規程

第 1 条 この規程は、会則各章並びに各条項の運営を円滑に進めるために定めるものである。

第 2 条 会則第 27 条の年度会費は 3,000 円とし、毎年度 9 月 30 日までに納入するものとする。

2 新入会及び転入については初年度会費を免除する。

3 国内の情勢等その他やむを得ない事由が起こった場合、総会の承認を得て変更することが出来る。

第 3 条 会則第 4 条 2 項については、会長が特に必要と認める場合を除き次のように実施する。

(1) 会員が本会を退会するときは会長が適当と思われた場合、餞別を贈ることができる。

(2) 会員が結婚のときは祝儀を贈る。

金 5,000 円

(3) 会員が死亡のときは以下の弔慰金、弔電、供花を贈る。

金 10,000 円

(4) 会員の配偶者、実父、実母、子が死亡のときは以下の弔慰金、弔電を贈る。

金 5,000 円

(5) 会員が負傷疾病により療養するときは見舞金を贈る事ができる。ただし、入院加療 20 日以上要したものを 5,000 円

(6) 天災、火災等不慮の事例については会長が必要と認めるとき見舞金を贈る。

5,000 円

- (7) 祝電、祝辞及び弔電弔詞等について会長が適当と思われるものについてこれを実施する。
- 2 第1項、(1)～(8)の事例において必要と認めるものは会長又は会長代理者を派遣もしくは出向くものとする。
- 3 第1項、(2)～(6)の事例においては当該会員、隣接会員、会員家族等から会長又は事務局への申告をもってこれを実施する。

第4条 会長はその事例に応じ、規程第3条について会員に告知伝達すると共に適切なる処理をする。

第5条 会則第4条の参画実施に当たり、その費用を本会において次の基準で弁償する。

- (1) 一般社団法人北海道放射線技師会理事会又は支部長会議及び総会等の代議員として出席する場合、必要と認めた旅費の実費もしくは一部を助成するものとする。
- (2) 慶弔、送迎その他会長が必要と認めた場所に出向くときに要した実費経費

第6条 会則第27条による会費について次の者は役員会に諮り減免することができる。

- (1) 名誉会員として承認を得た者
- (2) 1年以上離職し、減免を希望する者
- (3) その他減免に相当する理由がある者

2 会費の減免を希望する者は会費免除申請書に所定の事項を記入し、会長に届け出なければならない。

第7条 会則第7条によって退会する者についての年度会費は残余期間があっても返還しない。

第8条 会則第31条については別に表彰規程により運用する。

第9条 会則第3条の趣旨に反し、若しくは社会的に不名誉な行為によって本会の品位に影響を及ぼす者があったときは次の基準で会長はこれを処理する。ただしその処理について不服あるときは役員会に申し出てその処理を待つことができる。

第10条 本会会則第27条の会費を滞納したときは次の基準によって処理する。

- (1) 滞納期間が2年になったとき:退会勧告
- (2) 滞納期間が3年になったとき:退会したものとする

第11条 各種団体及び一般社会において本会会員としての品位名誉を失する行為のあったときは、その公判例に従って役員会で協議のうえ、会長がこれを実施する。

第12条 この規程の他必要と思われるものは会則に従って役員会で協議の結果会長がこれを実施する。

第13条 顧問及び名誉会員の慶弔その他についてはその事例を勘案し、これを実施する。

附則

この規程は、会則の効力を発した日から適用する。

十勝放射線技師会役員選挙規程

第1条 本会会則第21条によりこの規程を定める。

第2条 本会会則第20条に定める役員はこの規程によらなければならない。

第3条 役員選挙は総会において行う。

第4条 選挙を行うとき、選挙管理委員は投票日の15日前までに次の事項を会員に告知しなければならない。

- (1) 選挙を行う理由
- (2) 選挙すべき役員及びその人員
- (3) 立候補届及び推薦届の提出期限
- (4) 投票日
- (5) 当選人の発表日

第5条 候補者が締切時を過ぎても役員定数を越えないときは、無投票で当選者を決める。ただし、会長は信任議決を必要とする。

第6条 選挙を行う常設機関として選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員の任期は2年とし、その再選を妨げな

い。

第7条 選挙管理委員は総会の承認を得て指名する。

附則

この規程は平成6年10月29日より効力を発する。

十勝放射線技師会表彰規程

第1条 この規程は、本会会則31条の表彰について定める。

第2条 本会の会員で、次の各項の一つに該当する者は、本規程により表彰することができる。

- (1) 本会の発展に顕著なる功績があったと認められた者(功労賞、感謝状)
- (2) 本会の学術活動において顕著なる功績があったと認められた者(学術奨励賞、学術功労賞)
- (3) 学術奨励賞は本会事業において研究発表、シンポジスト、講師等3回に達した者
- (4) 本会に入会后、永年地域医療に貢献し定年を迎えた者(永年勤続功労賞)
- (5) 本会役員として特に功績顕著と認められた者(役員功労賞)
- (6) 前各号のほか、特に会長が必要と認めた者

第3条 表彰の審査および決定は役員会が行う。

第4条 表彰は原則として定期総会において行うものとする。ただし、必要によりその都度行うことができる。

第5条 表彰は会長が表彰状および副賞を授与する。

第6条 会長は本規程第2条の会長表彰を行うほか、特に優れた功績があると認められる者を役員会の承認を経て上位団体および関係団体に対して上申手続きを行うものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に提言し決定する。

附則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

顕彰基金運用規程

第1条 この規程は顕彰寄付金及び顕彰積立金の運用について定める。

第2条 この規程運用は顕彰寄付金の金利と積立金の範囲をもって当てる。

第3条 この規程は本会会則第31条及び本会規程第9条に該当するとき、その費用に当てる。

第4条 この規程に定める該当者を決定した時は総会においてこれを表彰する。

第5条 この基金の経過を附則末尾に順次登記する。

附則

1 この規程は総会により変更する事ができる。

2 この規程は昭和59年4月14日から効力を発する。

3 基金寄付者芳名並びに寄付金額

昭和58年度	神田 賢吾 様	50,000 円
	辻村 賛 様	50,000 円
昭和59年度	万年 道雄 様	20,000 円
	石川 二郎 様	10,000 円
	李沢 幸悦 様	20,000 円
	高橋 行夫 様	100,000 円
	RIセンター様	49,000 円

昭和 61 年度	RIセンター様	77,000 円
	辻村 賛 様	100,000 円
昭和 63 年度	神田 賢吾 様	100,000 円
平成 4 年度	中島 浩 様	100,000 円